

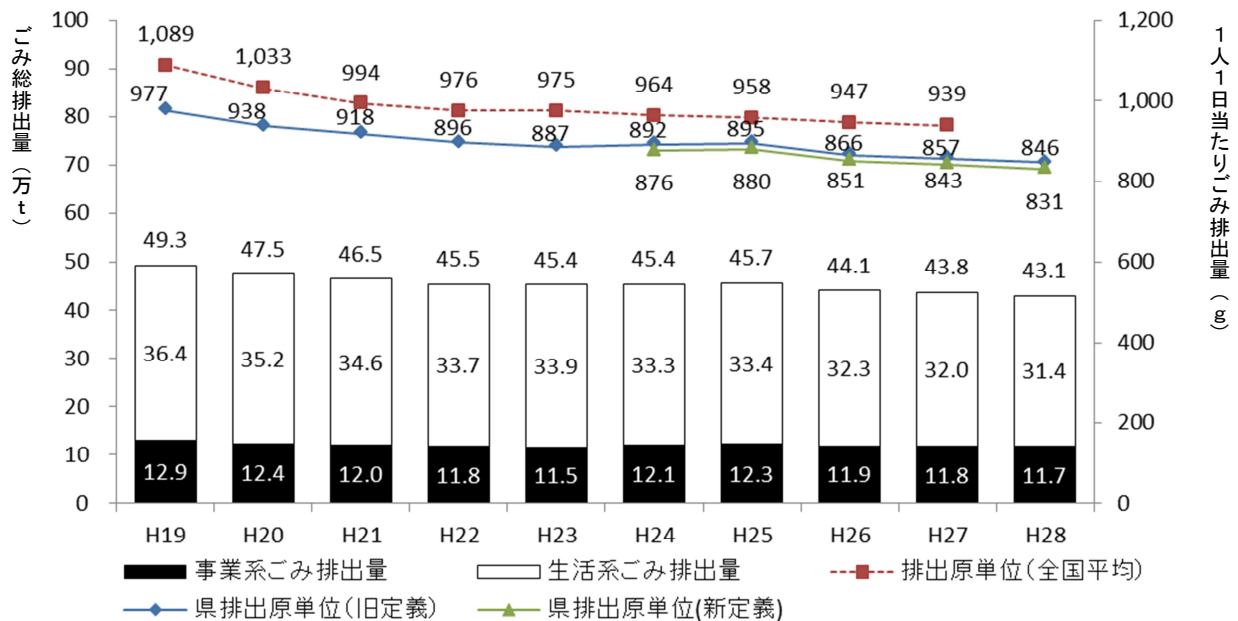
第四次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について

1. 一般廃棄物（ごみ）

(1) ごみ排出量の状況

- 本県のごみ総排出量および1人1日当たりごみ排出量は、平成 24～25 年度にかけてやや増加がみられたが、平成 26 年度以降は再び**減少傾向**（生活系ごみ、事業系ごみともに）。
- 大津市、彦根市、草津市などで大きく減少がみられた。
- 平成 28 年度の本県の 1 人 1 日当たりごみ排出量は 831g となり、計画の目標値の 820 g まであと約 11g 削減が必要な状況。 ※H28 実績値はいずれも速報値。全国・他府県の実績値は H27 が最新
- 本県の 1 人 1 日当たりごみ排出量は、全国平均(939 g) (H27) より約 1 割程度少ない。
- 平成 27 年度実績 (843g) では少ない方から全国で 3 番目 (1 位:長野県 836g、2 位:沖縄県 841g)。

図 1 ごみ排出量の推移



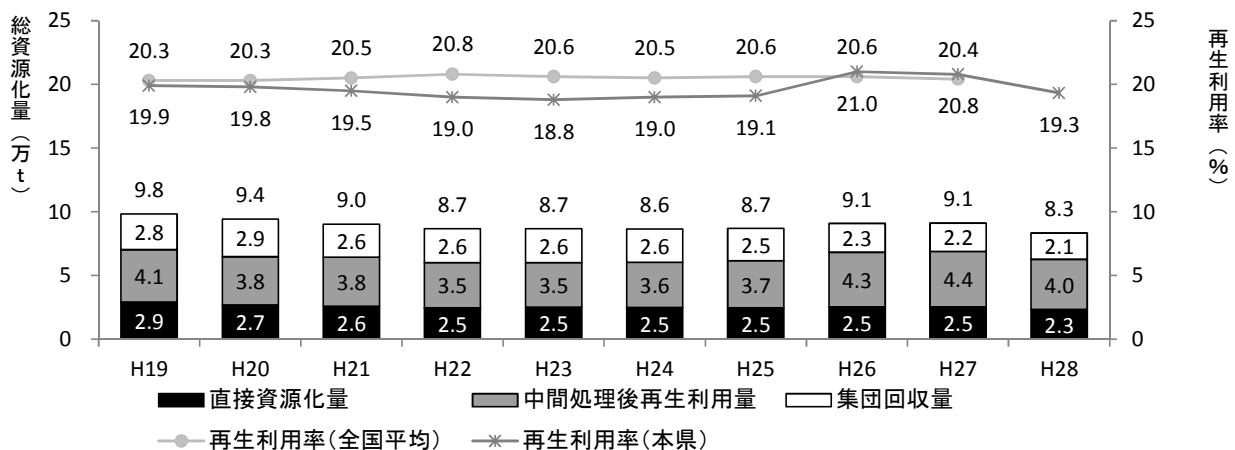
※住民基本台帳法改正に伴い H24 年度より総人口に外国人人口を含むこととなったため、1人1日当たりごみ排出量は、H24 以降は「新定義(外国人人口含む)」と「旧定義(外国人人口含まない)」の数値をグラフ上に併記。

※国の排出原単位は、H23まで旧定義、H24 からは新定義

(2) 再生利用(リサイクル)の状況

- 総資源化量は、近年やや増加がみられていたが、再び減少した。
- 再生利用率(リサイクル率)も、同様の傾向。平成 26 年度以降、全国平均と同程度。
- 近江八幡市で大幅に低下したほか、他市町も一部を除き多くが若干低下したことによる。

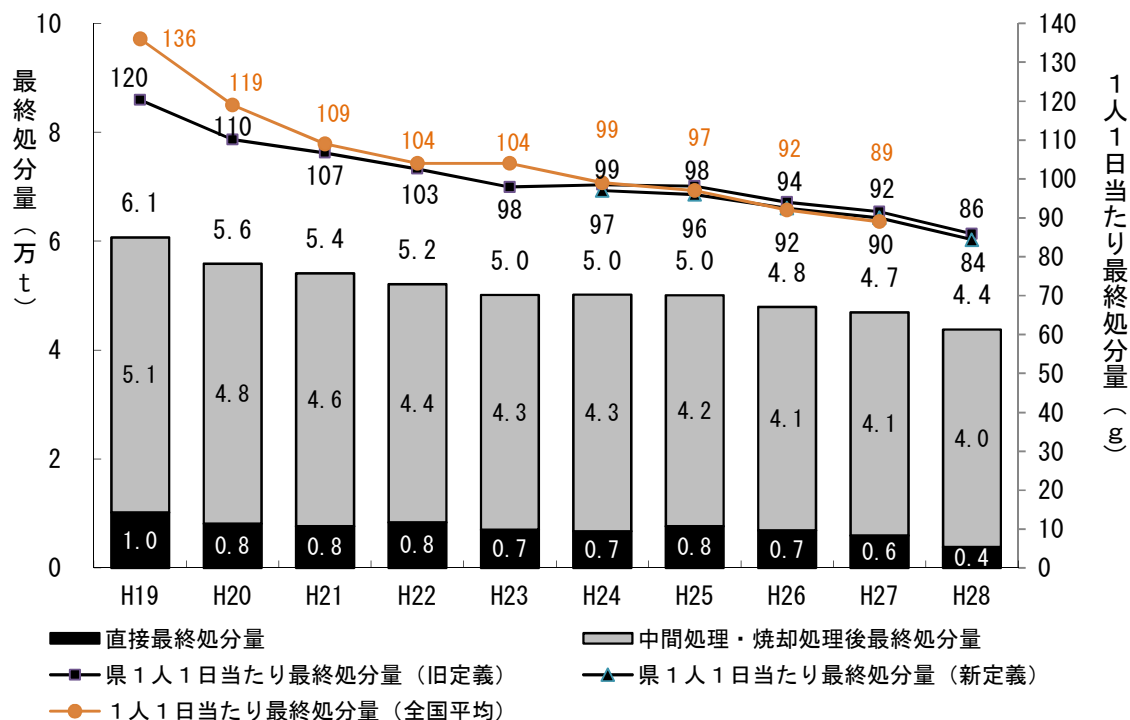
図表 2 ごみの再生利用率等の推移



(3) 最終処分量の状況

- 本県の最終処分量および1人1日当たり最終処分量は、ごみ総排出量と同様の傾向で、平成24～25年度にかけてやや増加がみられたが、平成26年度以降再び減少傾向。
- 特に彦根市で減少がみられる。
- 1人1日当たり最終処分量は84g（旧定義で86g）で、計画の目標値の82g（新定義）まで、あと2g削減が必要。1人1日当たり最終処分量は概ね全国平均と同様。

図表3 ごみの最終処分量の推移



(4) 一般廃棄物（ごみ）に係る第四次計画の数値目標の達成状況

- 第四次計画における数値目標の達成状況は以下のとおり。

図表4 一般廃棄物（ごみ）に係る第四次計画の数値目標の状況

		実績値								四次計画 目標値
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32
ごみ総排出量	万t	45.5	45.4	45.4	45.7	44.1	43.8	43.1	-	参考指標 42.5
1人1日当たり ごみ排出量(旧定義)	g	896	887	892	895	866	857	846	-	820
1人1日当たり ごみ排出量(新定義)	g			876	880	851	843	831	-	
総資源化量	万t	8.7	8.7	8.6	8.7	9.1	9.1	8.3	-	参考指標 9.5
再生利用率	%	19.0	18.8	19.0	19.1	21.0	20.8	19.3	-	参考指標 22.4
最終処分量	万t	5.2	5.0	5.0	5.0	4.8	4.7	4.4	-	参考指標 4.3
1人1日当たり 最終処分量(旧定義)	g	103	98	99	98	94	92	86	-	82
1人1日当たり 最終処分量(新定義)	g			97	96	92	90	84	-	
マイバッグ持参率 (レジ袋辞退率)	%	-	49	51.6	89.2	89.7	89.9	89.5	-	80以上 (計画期間中)
定点観測による 散在性ごみ個数	個	14	15	16	11	13	10	12	11	11.3以下 (計画期間中)

※H28のごみ総排出量～1人1日当たり最終処分量は速報値

(5) 今後の課題と方向性

<現状・課題等>

- ごみ排出量・最終処分量ともに減少傾向にあり、計画の目標達成に向けて順調に推移。
多くの市町で減少がみられるが、一部の市町で微増もみられる。
- 再生利用率（リサイクル率）は、容器の軽量化、集団回収量や紙媒体の減少、小売店等における資源回収の普及等を考慮すると、今後、大幅な上昇は見込めないと推測される。

※H26～H27の上昇は、焼却処理施設建設中の市における民間処理施設での委託処理が影響

<今後の方向性> ※詳細は別紙の「個別施策の取組状況等」のとおり

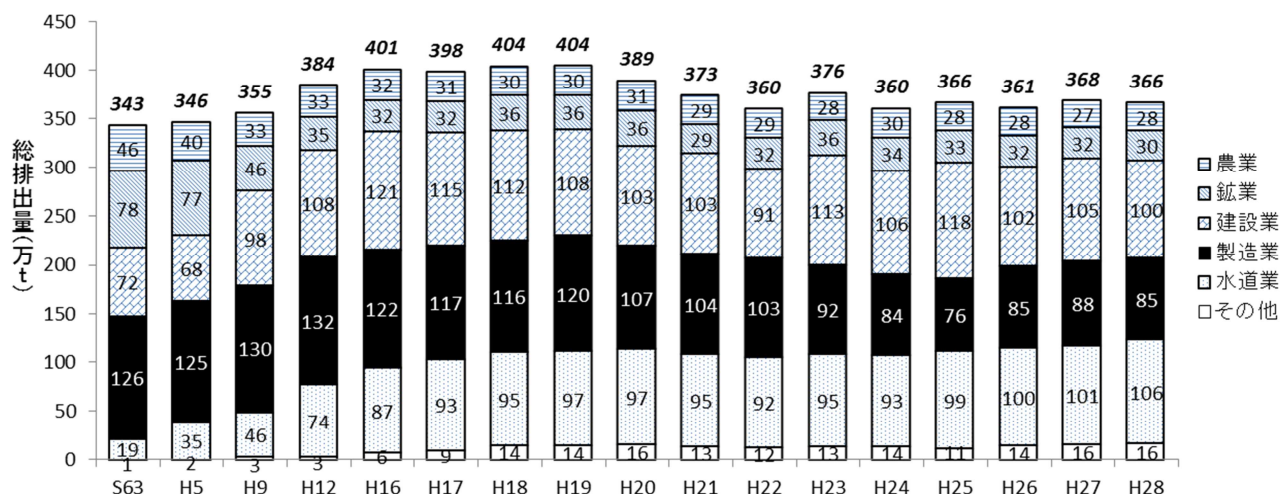
- ⇒食料品販売店のレジ袋削減協定締結事業者におけるレジ袋無料配布中止はほぼ浸透。今後、レジ袋削減協定締結事業者のさらなる拡大が必要。
- ⇒食品ロス削減に向けた取組をより一層推進するほか、リユース（物を廃棄せずに再使用）に係る県民向けの情報提供・意識啓発を引き続き徹底する。
- ⇒再生利用可能なごみ（紙ごみ等）に係る分別に係る普及啓発を引き続き実施。
- ⇒小売店等における資源回収の取組を促進するための情報提供を引き続き実施。
- ⇒各種情報提供・普及啓発に当たっては、県民一人ひとりの実践に結びつく、わかりやすい情報提供・普及啓発とするよう引き続き努める。

2. 産業廃棄物

(1) 排出量の状況

- 総排出量は、平成28年度は366万tで平成27年度と同程度で、平成21年度以降概ね横ばい。
- 平成28年度は、業種別では、水道業（下水道業を含む）が29%、建設業が27%、製造業が23%を占める。 ※H28実績値はいずれも速報値

図表5 産業廃棄物の排出量の推移



図表6 産業廃棄物品目別・業種別排出量（平成28年度）（単位；千t/年）

種類	合計			農業	鉱業	建設業	製造業	水道業	その他
	平成28年度	比率	平成27年度						
燃え殻	2	0%	5	0	0	0	2	0	0
汚泥	1,964 (251)	54%	1,952 (308)	0	300	27	549	1,054	33
廃油	48	1%	52	0	0	1	36	0	11
廃酸	23	1%	15	0	0	0	22	0	1
廃アルカリ	66	2%	82	0	0	0	64	0	2
廃プラスチック類	165	5%	157	0	0	28	78	0	58
紙くず	4	0%	6	0	0	4	0	0	0
木くず	82	2%	78	0	0	78	3	0	0
繊維くず	1	0%	1	0	0	1	0	0	0
動植物性残さ	14	0%	24	0	0	0	14	0	0
ゴムくず	0	0%	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	33	1%	27	0	0	7	4	0	21
ガラス・陶磁器	92	3%	110	0	0	21	54	1	16
鉱さい	19	1%	29	0	4	0	14	0	1
がれき類	821	22%	841	0	0	820	1	0	0
ばいじん	9	0%	7	0	0	0	1	8	0
家畜ふん尿	283	8%	273	283	0	0	0	0	0
家畜の死体	0	0%	0	0	0	0	0	0	0
その他	32	1%	21	0	0	12	5	0	15
合計	3,658 (1,946)	100%	3,680 (2,036)	284	304	1,000	848	1,063	159
			業種別比率	7.8%	8.3%	27.3%	23.2%	29.1%	4.4%

- 品目別の排出量は、汚泥が196.4万tで全体の54%を占め、以下、がれき類(82.1万t, 22%)、家畜のふん尿(28.3万t, 8%)、廃プラスチック類(16.5万t, 5%)の順に多い。 全国と比較して汚泥とがれき類の比率が高い一方で、家畜ふん尿の比率が低いのが本県の特徴。
※全国 (H27実績)：汚泥：43.3%、家畜ふん尿：20.6%、がれき類：16.4%、
- 平成27年度と平成28年度を比較すると、汚泥が1.2万t、家畜ふん尿が1万t、廃プラスチックが0.8万t増加するなどした一方で、がれき類が2万t減少、廃アルカリが1.6万t減少。

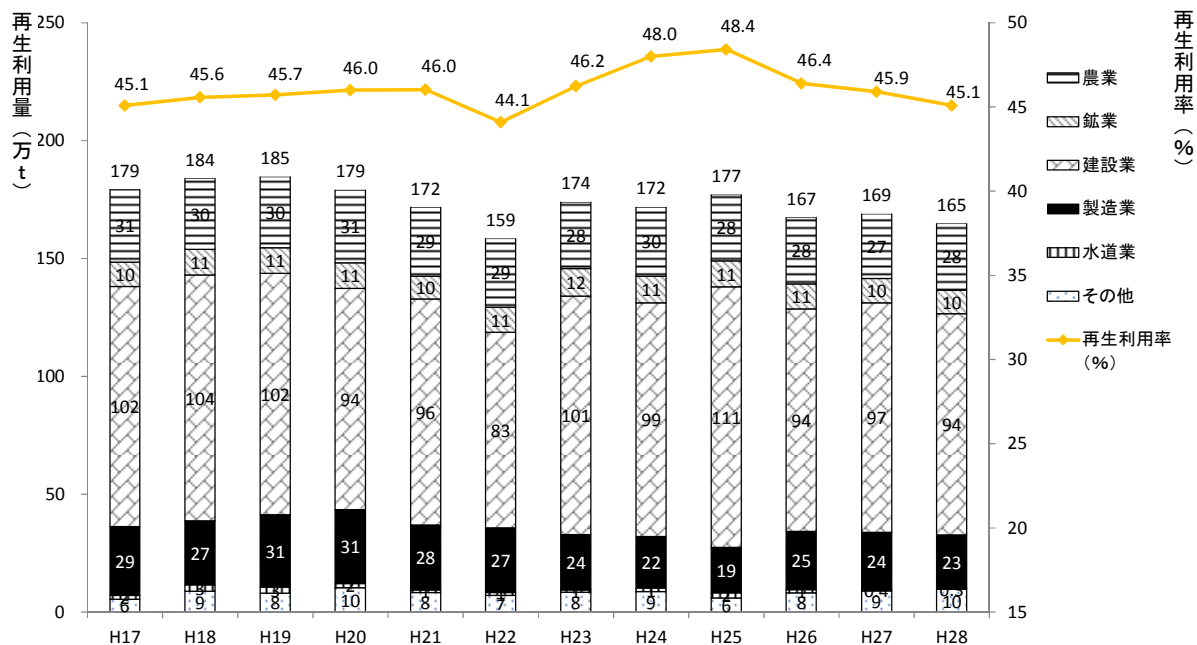
(2) 再生利用量の状況

- 再生利用量は、平成22年度(159万t)以降平成25年度まで増加傾向にあったが、平成26年度に減少し、その後概ね横ばいが続いている。
- 再生利用率は、平成22年度(44%)から平成25年度(48%)まで上昇傾向にあったが、平成26年度に低下し、その後もやや低下している。 再生利用率の低い汚泥の排出量が増加した一方で、再生利用率の高いがれき類の排出量が減少したことが影響している。

※汚泥の排出量：H25：186.7万t、H26：191.6万t、H27：195.2万t、H28：196.4万t

※がれき類の排出量：H25：97.9万t、H26：83.2万t、H27：84.1万t、H28：82.1万t

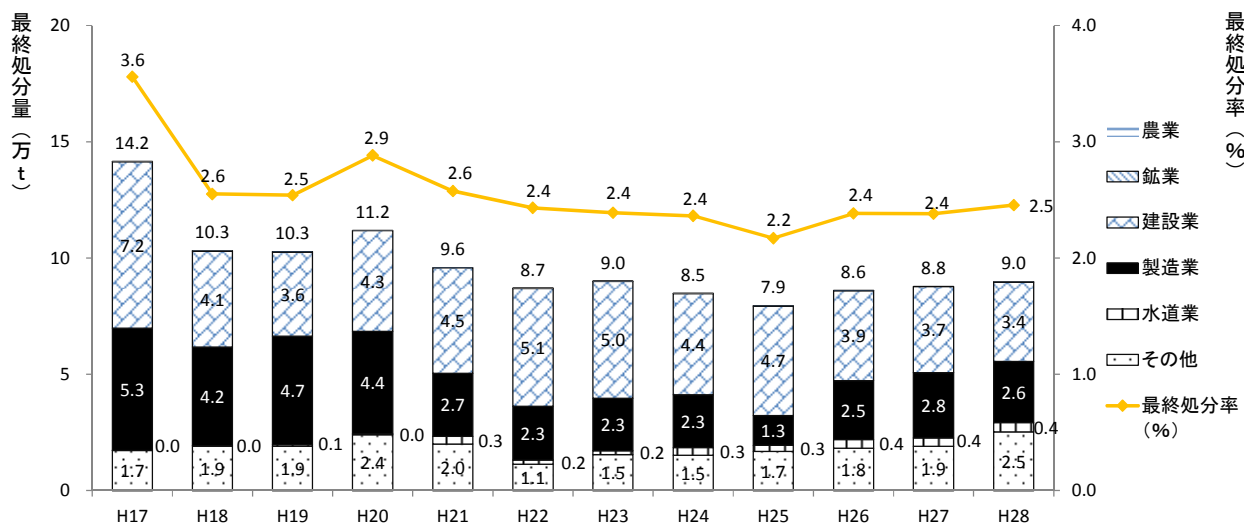
図表7 産業廃棄物の再生利用量の推移



(3) 最終処分量の状況

- 平成 28 年度の最終処分量は 9.0 万 t で、総排出量の増加に伴い平成 27 年度 (8.8 万 t) より若干増加したが、概ね横ばいにある。
- 平成 28 年度最終処分率は引き続き 2% 台であった。
- 第三次計画の目標 (平成 27 年度 : 10 万 t) は既に達成されており、第四次計画の目標値 (7.4 万 t) までは、1.6 万 t の削減が必要。

図表 8 産業廃棄物の最終処分量の推移



- 品目別にみると、「ガラス陶磁器くず」、「その他」、「廃プラスチック類」、「汚泥」の最終処分量の比率が多い。「その他」(特に混合廃棄物)、「廃プラスチック類」、「汚泥」の品目について、平成 27 年度よりも最終処分量の増加がみられる。

図表 9 産業廃棄物最終処分量の品目別状況

品目	最終処分量(万t)		
	H26	H27	H28
燃え殻	0.6	0.7	0.5
汚泥	0.6	0.7	0.9
廃油	0.0	0.0	0.0
廃酸	0.0	0.0	0.0
廃アルカリ	0.0	0.0	0.0
廃プラスチック類	1.6	1.5	1.7
紙くず	0.1	0.1	0.1
木くず	0.2	0.2	0.1
繊維くず	0.0	0.0	0.0
動植物性残さ	0.1	0.1	0.1
ゴムくず	0.0	0.0	0.0
金属くず	0.1	0.1	0.1
ガラス陶磁器くず	2.4	2.4	2.1
鉱さい	0.1	0.1	0.1
がれき類	1.6	1.4	1.1
ばいじん	0.4	0.5	0.5
動物のふん尿	0.0	0.0	0.0
その他	0.9	1.0	1.8
合計	8.6	8.8	9.0

(4) 産業廃棄物に係る第四次計画の数値目標の達成状況

- 第四次計画における数値目標の達成状況は以下のとおり。

図表 10 産業廃棄物に係る第四次計画の数値目標の達成状況

		実績値							四次計画 目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32
総排出量	万t	376	360	366	361	368	366	-	参考指標 365
発生量	万t	212	199	202	201	204	195	-	参考指標 203
再生利用量	万t	174	172	177	167	169	165	-	参考指標 177
再生利用率	%	46	48	48	46	46	45	-	参考指標 49
最終処分量	万t	9.0	8.5	7.9	8.6	8.8	9.0	-	7.4
有効利用率	%	90	90	92	90	90	89	-	参考指標 91
廃棄物処理施設や産 廃処分業者への立入検 査実施率 <small>※一廃処理施設含む</small>	%	100	99.7	100	100	100	100	100	100 (計画期間中)
電子マニフェスト利用率	%	27.5	32.6	36.8	39.6	43.8	44.9	-	50以上 (計画期間中)
産業廃棄物の 不法投棄に係る解決率	%	77.8	86.4	89.1	85.0	86.8	86.1	-	85以上 (計画期間中)

※H28の総排出量～有効利用率、電子マニフェスト利用率は速報値

(5) 今後の課題と方向性

<課題等>

- 総排出量は、概ね横ばい。ただし、景気動向、とりわけ建設業や製造業の動向に留意する必要がある。 ※国体(H36開催)に係る施設整備や公共施設等の老朽化対策等が中長期的に見込まれる
- 再生利用量、再生利用率が平成26年度以降若干低下。有効利用率¹も若干低下。
- 最終処分量は、総排出量と同様に概ね横ばい。
- 電子マニフェスト利用率は、目標値に到達していないものの、上昇が続いている。

<今後の方向性> ※個別施策の方向性の詳細は別紙

- ⇒引き続き事業者による産廃の発生抑制・資源化に係る研究開発・施設整備等を促進する。
- ⇒滋賀県リサイクル製品認定制度²に基づく認定製品を引き続き増やしつづ、県や市町の公共工事、民間での利用促進により産業廃棄物のリサイクルを促進する必要がある。
- ⇒引き続き事業者に対し、発生抑制・資源化の優良事例や電子マニフェストをはじめとする適正処理に係る情報提供・普及啓発を実施するとともに、立入検査等による指導の徹底が必要。

¹ 発生量（総排出量のうち汚泥について排出事業所内において脱水した後の量としたもの）のうち、再生利用するために仕向けられた量が「有効利用された量」で、これを発生量で除した数値が「有効利用率」。汚泥の脱水後を基準とした実質的な再生利用の程度を示した数値。

² 主に県内で発生する循環資源（廃棄物や製造過程で発生した副産物、木材等）を利用し、県内事業所で製造加工される製品（コンクリート二次製品、改良土、堆肥など）について、一定の基準に適合するものを認定。

第四次滋賀県廃棄物処理計画に係る施策の取組状況等

番号	項目	第4章「施策の方向性」記載内容	関連する取組目標等	取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定どおり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※平成30年度～
1	容器包装廃棄物の削減推進	「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」におけるマイバッグ携帯の啓発や「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」への新たな事業者の参加を促すことなどを通じて、 レジ袋削減(リフューズ)をさらに推進 します。	マイバッグ持参率(レジ袋辞退率): 80%以上	<p>・11月～12月にかけて、県・市町・団体等によるマイバッグ携帯、グリーン購入、過剰包装軽減等に係る街頭啓発(15箇所)を実施。併せて同期間中に事業者が独自の取組を推進。</p> <p>・レジ無料配布中止実施事業者の拡大に向けて事業者へ働きかけを実施、協定締結者募集に係るチラシを作成。</p> <p>【協定締結事業者数】</p> <p>レジ無料配布中止実施事業者: 30社188店舗(参考 平成28年度は、30社193店舗)※平成29年度に1社閉店、1社新規締結 レジ袋削減取組実施事業者: 8社217店舗(参考 平成28年度は、8社8店舗)※平成29年度に1社閉店、1社新規締結</p> <p>・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」(県HP)で、マイバッグ携帯、グリーン購入、過剰包装軽減等に係る普及啓発・情報提供を実施</p> <p><取組目標の達成状況> ・マイバッグ持参率(レジ袋辞退率): 89.5%(H29.3) ※H29実績はH30.6頃とりまとめ予定</p>	◎: 予定どおり	<p>・レジ袋辞退率の状況から、消費者によるレジ袋辞退は、無料配布を中止するレジ袋削減協定締結事業者の店舗において、ほぼ限界近くまで浸透が進んだと思われる。ただし、この数値は現行の協定締結事業者における数値であり、今後、新たな協定参加事業者(特に食品小売業以外の事業者)を開拓し、そのうえでレジ辞退率を高水準で維持するよう取り組む。</p> <p>・レジ袋の無料配布を中止している店舗と比べて、無料で配布している店舗では、マイバッグを持参している顧客の割合が低い傾向にある。そのため、無料で配布している店舗での環境にやさしい買い物キャンペーンの実施について検討する。</p> <p>・引き続き、ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」により情報提供を行う。</p>
2		市町や参画事業者、県民団体と連携しながら、「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」の取組において、過剰包装の軽減等をはじめとする レジ袋以外の容器包装廃棄物の削減を推進 します。		(以下、番号1以外) ・過剰包装削減に係る啓発ポスターの作成 ・関西広域連合で制作したHP(=「マイボトルスポットMAP」)のリンクを県HPに掲載するとともに、 街頭啓発(「環境にやさしい買い物キャンペーン」)により、マイボトルの利用促進に向けた周知を実施。	◎: 予定どおり	(以下、番号1以外) ・ 小売店における過剰包装削減に係る啓発ポスターの配架を進める。 ・引き続き、県HPへのリンク掲載および街頭啓発により、 マイボトルの利用促進に向けた周知を実施。
3		マイボトル等の利用促進 を図るため、マイボトル等への飲料提供が可能な店舗情報について、関西広域連合の取組と連携しながら情報提供を実施します。			◎: 予定どおり	
4		「 滋賀県分別収集促進計画 」に基づく容器包装廃棄物の分別収集と再商品化により、廃棄物の減量および資源化を推進します。		・平成28年8月に「第8期滋賀県分別収集促進計画」を策定・公表(滋賀県HPに掲載)	◎: 予定どおり	・「第8期滋賀県分別収集促進計画」、各市町の分別収集促進計画に基づき市町等で引き続き分別収集を実施する。
5	グリーン購入の推進(ごみの削減)	グリーン購入推進ネットワークの活動支援や県民、事業者への普及啓発を通して、県民や事業者が物品を購入する際に必要な物を必要な量だけ購入する消費行動や詰め替え製品の購入など容器や包装ができるだけ少ない物の購入に努める グリーン購入の普及拡大 を進めます。		<p>・補助金交付により、滋賀グリーン購入ネットワークの活動を支援 ※滋賀GPN会員数: 470団体(H30.2 現在) ※468団体(H29.2 現在)</p> <p>・同団体と連携し、6月にグリーン購入に係るパネル展示を実施</p> <p>・「ごみ3R出前講座」の一環として、同団体の「三方よしエコフェア」(12月)で講座を実施</p> <p>・11月～12月にかけて県・市町・団体等によるマイバッグ携帯、グリーン購入、過剰包装の軽減等に係る啓発キャンペーン(街頭啓発箇所数: 15箇所)を実施。併せて同期間中に事業者独自の取組実施を推進。</p> <p>・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」(県HP)で、マイバッグ携帯、グリーン購入、過剰包装の軽減、食品ロスの削減等に係る普及啓発・情報提供を実施</p> <p>・大津合同庁舎に設置の看板で、グリーン購入に係る普及啓発を実施</p>	◎: 予定どおり	<p>・引き続き、同団体によるグリーン購入普及に係る取組を促進し、同団体と連携したごみ減量等の取組を推進する。</p> <p>・引き続き、キャンペーンやごみ減量・資源化情報サイト等による普及啓発等を行う。</p>

番号	項目	第4章 「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定どおり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※平成30年度～
6		<p>県の物品等の調達においても「滋賀県グリーン購入基本方針」に基づき、<u>容器や包装ができるだけ少ないものなどの購入</u>に引き続き努めます。</p>		<p>・各所属で「<u>滋賀県グリーン購入基本方針</u>」に基づいた物品等を調達 ・平成29年6月に一部改定し、特定調達品目では「靴」等、試行調達品目では「太陽熱利用システム」等を新たに追加したほか、判断基準等の見直しを実施 ・グリーン購入実績： (物品)調達率95.63%(H27) ⇒ 96.42%(H28) (太陽光発電システム)調達率100%(H27) ⇒ 100%(H28) (新規調達 3件, 40kW) ・<u>庁内放送や会計管理局による職員向け研修により同基本方針に基づいた調達を推進</u></p>	◎: 予定どおり	・引き続き、同基本方針に基づいた調達を推進する。
7	食品ロスの削減推進	<p>市町や飲食店、宿泊施設、食品販売店等の事業者と連携し、食品ロス量の把握や食品廃棄を抑制する取組の促進、食品の食べきりの普及啓発を行うとともに、食べられるにもかかわらず廃棄される食品の削減に向けた情報提供などを通して、<u>事業者が排出する食品ロスの削減を推進</u>します。</p>		<p>・「<u>滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会</u>」を設置(8月)し、<u>事業者、環境・消費者・食品団体、行政等による情報交換と連携取組を検討</u>。 ・「<u>三方よし！！でフードエコプロジェクト</u>」の名称で食品ロス削減の県民運動を展開。プロジェクトキャラクター「よっしーくん」を制作。 ・事業者による取組を促進するため「<u>三方よしフードエコ推奨店制度</u>」(H30.2現在 飲食店 45店舗、食料品小売店 17店舗)を設け、県民・食品関連事業者・市町等へ制度および推奨店を周知 ・11月～12月にかけて、県・市町・団体等によるマイバッグ携帯、グリーン購入、過剰包装軽減、<u>食品ロス削減に係る啓発キャンペーン(街頭啓発:15箇所を実施)</u>。併せて同期間中に事業者が独自取組を推進。 ・<u>県民対象に「みんなでなくそう食品ロス in イオンモール草津」(12月)を開催し、クイズ等を通じて食品ロスの現状や削減取組を周知</u> ・「<u>消費生活フェスタ</u>」(9月)、「<u>びわ湖環境ビジネスメッセ</u>」(10月)、「<u>三方よしエコフェア</u>」(12月)への出展 ・「<u>ごみ3R出前講座</u>」として、「<u>三方よしエコフェア</u>」での講座実施や、<u>食品関連団体の会合での食品ロス削減に係る取組等周知</u> ・<u>ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」(県HP)で、食べきりの推進や食品の買い過ぎ防止、食品ロス削減レシピ、フードバンク情報等を周知</u> ・調理時・買い物時・外食時の場面ごとの食品ロス削減啓発に係る動画を制作・配信。10月～1月はYouTube動画広告で配信。 ・<u>食品ロス削減レシピ(余った食材や料理を捨てずに有効に使う調理法)の募集・県HPへの掲載</u>(H30.2現在 41件) ・買い物、食材の保存、調理、食事など様々な場面ごとに食品ロス削減につながる工夫を紹介する「<u>食品ロス削減アイデア集</u>」を作成し、<u>県HPに掲載・周知</u>。 ・県関係部局との情報交換を通じて庁内連携を推進 ・<u>食品ロス削減のために実践すべき行動</u>(買い物、家庭での食事、外食、職場での親睦会など様々な場面で食品ロスを削減するために実践すべき行動)を滋賀県職員に周知 ・「<u>全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会</u>」(事務局:福井県)で、<u>国や自治体と情報交換</u>。 ○料理の持ち帰りについて、「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」で、関係者と課題等に係る意見交換を実施 ○フードバンク活動について、「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」で、情報交換を実施 ○市町に対して、独自の食品ロス削減取組や、食品ロス量の把握に係る調査の実施を要請 ○各市町の食品ロス対策の取組事例を把握のうえ情報提供</p>	◎: 予定どおり	<p>○食品ロスの現状や削減取組の普及啓発のため、<u>県民向けの講演会を開催</u>する。</p> <p>○<u>フードバンク活動の周知に向けたスポーツイベント等とのタイアップイベントを開催</u>する。</p> <p>○「<u>三方よしフードエコ推奨店</u>」が地図上で検索できるサイトを制作するなど、推奨店制度のさらなる普及と県民による推奨店の利用の拡大を図る。</p> <p>○宿泊施設への「三方よしフードエコ推奨店」制度への参加を働きかける。</p> <p>○引き続き、「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」等により、<u>各主体が実施する食品ロス削減事例の情報共有や、関係者との連携取組を推進</u>する。</p> <p>○引き続き、<u>ごみ減量・資源化情報サイトやイベント出展、「ごみ3R出前講座」等により、県民や事業者に対する普及啓発を実施</u>する。</p> <p>○引き続き市町に食品ロス量の調査を要請するとともに、<u>県域の食品ロス発生量の把握方法を検討</u>する。</p> <p>○「三方よしフードエコ推奨店」に対して料理の持ち帰りに関するアンケート調査を実施し、対応を関係者と検討する。</p>
8		<p>市町などと連携しながら、<u>県民に食品の買い過ぎや可食部分の過剰除去、飲食店等での注文のし過ぎや食べ残しなどの食品ロスの削減に向けた普及啓発</u>を実施します。</p>		<p>・県関係部局との情報交換を通じて庁内連携を推進 ・<u>食品ロス削減のために実践すべき行動</u>(買い物、家庭での食事、外食、職場での親睦会など様々な場面で食品ロスを削減するために実践すべき行動)を滋賀県職員に周知 ・「<u>全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会</u>」(事務局:福井県)で、<u>国や自治体と情報交換</u>。 ○料理の持ち帰りについて、「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」で、関係者と課題等に係る意見交換を実施 ○フードバンク活動について、「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」で、情報交換を実施 ○市町に対して、独自の食品ロス削減取組や、食品ロス量の把握に係る調査の実施を要請 ○各市町の食品ロス対策の取組事例を把握のうえ情報提供</p>	◎: 予定どおり	<p>○引き続き市町に食品ロス量の調査を要請するとともに、<u>県域の食品ロス発生量の把握方法を検討</u>する。</p> <p>○「三方よしフードエコ推奨店」に対して料理の持ち帰りに関するアンケート調査を実施し、対応を関係者と検討する。</p>

番号	項目	第4章「施策の方向性」記載内容	関連する取組目標等	取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定どおり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※平成30年度～
9	リデュース推進に係る普及啓発	市町や事業者、県民団体等と連携し、「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」において「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施するほか、県と市町が連携しながら、家庭での減量化取組事例の紹介を行うなど 県民が身近に感じられるごみ減量の実践に向けた普及啓発を実施 します。		・番号1、8と同じ ・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」(県HP)で、 家庭等で実施できるごみの減量・資源化のアイデアを情報提供	◎: 予定どおり	・番号1、8と同じ
10		事業所 に対して廃棄物の発生抑制に向けた減量化取組事例の紹介や先進事例などの 情報提供を実施 します。		・番号7と同じ ・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」(県HP)で、 事業者向けの廃棄物の発生抑制に向けた取組事例を情報提供	◎: 予定どおり	・番号7と同じ
11	市町へのリデュース施策に係る情報提供等	県内市町のリデュース施策の取組状況やごみ処理有料化を含めた取組事例などの情報提供や助言を通じて、 市町におけるリデュース施策を支援 します。		・各市町の食品ロス対策の取組事例を把握のうえ 情報提供 ・フードバンク活動について、「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」で、市町をはじめとする協議会構成者間での情報交換を実施 ・県内のごみ排出量やごみ処理有料化状況をはじめ、統計データ等をまとめた「 滋賀県の廃棄物 」を作成のうえ 情報提供 ・市町の取組について、 ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」(県HP) に掲載し、更新情報についてメールマガジンで情報提供	◎: 予定どおり	・引き続き 県内市町における取組状況を把握するとともに、情報共有および取組の拡大を図る 。 ・引き続き、「滋賀県の廃棄物」、ごみ減量・資源化情報サイト、メールマガジンによる情報提供を行う。
12	リユース品の交換等の推進	市町が行うリユース品の交換等を促進する取組に係る情報や民間団体等が開催するフリーマーケットの開催情報等を県民等に情報提供することにより、 多様な主体が取り組む様々なリユースの取組を促進 します。		・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」(県HP)で、 フリーマーケット開催情報や市町主体のリユース品交換の情報を掲載	◎: 予定どおり	・引き続き、 ごみ減量・資源化情報サイトにより情報提供 を行う。 ・「ごみ3R出前講座」にてリユースに係る普及啓発を行う。
13		市町と連携しながら、ウェブサイト等で リユースショップや修理取扱店の情報提供 を実施します。		・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」(県HP)で、 リユースショップや修理取扱店の情報を掲載 (H30.2現在 7店舗)	○: 概ね予定どおり	引き続き、リユースショップや修理取扱店の情報掲載を行うとともに、 掲載件数の増加を図る 。
14	リユース推進に係る普及啓発	県民等によるリユース品の積極的な利用促進を図るため、市町と連携しながら、県民等に対してリユースの重要性や身近な実践事例等を周知するなど リユース推進に係る普及啓発を実施 します。		・番号12、13と同じ ・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」(県HP)で、家庭等で実施でき るごみの減量・資源化のアイデアを募集・紹介 しているほか、リユース食器の普及啓発を実施	◎: 予定どおり	・番号12、13と同じ
15		市町と連携しながら、物を廃棄せず 修理(リペア)しながら再使用することを促すため、県民等に対して普及啓発 を実施します。		・番号12、13と同じ	◎: 予定どおり	・番号12、13と同じ
16	市町へのリユース施策に係る情報提供等	県内市町のリユース施策の取組状況や他県等の先進事例などの情報提供を実施するほか、国が作成した「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」に基づく助言等を通じて 市町におけるリユース施策を支援 します。		・市町のリユースに関する取組について、ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」(県HP)に掲載し、更新情報についてメールマガジンで情報提供	◎: 予定どおり	・引き続き、 県内市町における取組の情報提供・共有 を行う。

番号	項目	第4章「施策の方向性」記載内容	関連する取組目標等	取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定どおり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※平成30年度～
17	産業廃棄物の発生抑制に係る研究開発および施設整備の促進	産業廃棄物の発生抑制に係る研究開発および施設整備の整備を行う県内事業者等を支援するため、産業廃棄物減量化支援事業を引き続き実施します。		<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度より、補助金交付対象事業に「販路開拓事業」を追加し、支援対象を拡充。補助事業は、研究開発事業1件、施設整備事業2件、販路開拓事業が1件であった。 ①研究開発事業(再生瓦の再生砕石細骨材利用研究開発) 解体時に発生する屋根瓦の再生砕石の細骨材としての再利用を品質的に研究し、瓦の廃棄物の減量化を目指すもの。 ②施設整備事業(再生利用可能な木質加熱アスファルトの供給による廃棄物発生抑制と低価格化に向けたプラント改修) 木質舗装の資源化の費用を当初の50%に削減し、産業廃棄物の更なる減量化を推進するもの。 ③施設整備事業(廃水処理装置の導入による産業廃棄物の再資源化) 廃液処理装置の導入により、廃液水を1/20に濃縮し、処理水は社内の設備冷却水として再利用するもの。 ④販路開拓事業(スーパーソルの販売促進) 県リサイクル認定製品のスーパーソル用パンフレットを作成し、販売を促進するもの。 	◎: 予定どおり	引き続き産業廃棄物減量化支援事業を積極的に募集し、事業者の取組を支援する。
18	多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定および同計画に基づく発生抑制等	多量排出事業者に対して産業廃棄物処理計画の策定を指導し、また、処理計画書および処理計画実施状況報告書をウェブサイト上で公表することにより、多量排出事業者による発生抑制・再生利用・適正処理等の自主的な取組を促進します。また、提出された処理計画書および実施状況報告書をもとに、排出量の推移や業種別の排出状況の傾向等の分析を行い、事業者等への情報提供等により取組を支援します。		<ul style="list-style-type: none"> ・廃掃法第12条第9項(普通産廃)・第12条の2第10項(特管産廃)に基づき、年間1,000トン以上の産廃を排出する事業者(特別管理産廃は年間50トン以上)に対し、計画策定指導を実施し、計画および実施状況報告書をHPで公表することで、多量排出事業者による自主的な産廃の発生抑制、再生利用等の取組を促進。 ※提出: 普通産廃172事業者/特管産廃: 83事業者) ※計画書および報告書を県HP(循環社会推進課HP)に9月から掲載 	◎: 予定どおり	引き続き計画策定指導を行うとともに、計画書および報告書等のHP掲載を行う。
19	排出事業者に対する普及啓発	産業廃棄物の排出事業者に対して、ウェブサイトや業界団体等が開催する講習会等の機会を通じて産業廃棄物の自主的な減量化の取組の先進事例を紹介するなど、発生抑制に係る普及啓発を実施します。		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」(県HP)で、関係法令や制度の紹介等を行うほか、産業廃棄物処理の状況や制度、県補助金(産業廃棄物減量化支援事業)、排出事業者・中間処理業者の優良事例等の情報提供を実施。 	◎: 予定どおり	引き続き、左記の情報を充実させながら情報提供・普及啓発を行う。
20	リサイクルに係る普及啓発	市町と連携しながら、家庭および事業所から排出される一般廃棄物における紙ごみ等の資源ごみの再生利用を進めるため、分別の徹底について県民への普及啓発を実施します。		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」(県HP)で、紙ごみをはじめとする資源ごみの分別の徹底に係る情報を掲載 	◎: 予定どおり	引き続き、ごみ減量・資源化情報サイトで、紙ごみをはじめとする資源ごみの分別の徹底に係る情報を掲載 ・「ごみ3R出前講座」にて分別について普及啓発を行う。
21		食品関連事業者等において食品廃棄物の資源化等の取組が行われるよう、食品リサイクル法や国が開催する食品リサイクルに係るセミナー等の情報提供を実施します。		<ul style="list-style-type: none"> ・国による食品リサイクルの取組やセミナー開催等に係る情報を市町や関係団体等に周知 ・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」(県HP)で、法の仕組みや国による食品リサイクル関連の支援措置等に係る情報を掲載 ・食品関連事業者、再生処理業者、国・都道府県による食品リサイクル関連会議で情報交換を行った。 ・県関係部局との情報交換を通じて庁内連携を推進 	◎: 予定どおり	引き続き、ごみ減量・資源化情報サイトにより情報提供を行う。 ・引き続き、関係者との情報交換を行う。
22		産業廃棄物のリサイクルを推進するため、優良事例の紹介やリサイクル技術などの情報提供等により、排出事業者および中間処理業者によるリサイクルを促進します。		<ul style="list-style-type: none"> ・県HPで、関係法令や制度の紹介等を行うほか、産業廃棄物処理の状況や制度、県補助金(産業廃棄物減量化支援事業)、排出事業者・中間処理業者の優良事例などの情報提供を実施。 	◎: 予定どおり	引き続き、県HPにより情報提供を行うとともに、事業者の取組の優良事例の掲載事例の増加を図る。

番号	項目	第4章「施策の方向性」記載内容	関連する取組目標等	取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定どおり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※平成30年度～
23	多様な資源回収ルートの利用促進	行政回収や集団回収のほかに、その利便性等から資源回収の一つのルートとして定着しつつある店頭回収における資源回収状況を把握するとともに、回収システムおよび実施店舗に係る情報を県民に周知し、その利用を促進します。		・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」(県HP)で、資源物の店頭回収を実施する店舗の情報を掲載 ※122店舗の回収品目等を掲載	◎: 予定どおり	・引き続き、ごみ減量・資源化情報サイトにより情報提供を行う。
24	市町へのリサイクル施策に係る情報提供	県内市町のリサイクル施策、古紙や廃食用油などの資源回収の取組状況、他県等の先進事例などの情報提供を通じて、市町におけるリサイクル施策を支援します。		・番号38と同じ ※メダルプロジェクト参加市町を増やすため、担当者会議開催など、情報交換した。 ・市町のリサイクルに関する取組について、ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」(県HP)に掲載し、更新情報についてメールマガジンで情報提供	◎: 予定どおり	・県内市町における資源回収の取組状況について市町と情報交換を行う。 ・県内市町による取組について県民等に情報発信し、資源回収の取組を促進する。
25	グリーン購入の推進(リサイクル製品)	グリーン購入推進ネットワークの活動を支援し、県民や事業者への普及啓発等を通して、県民や事業者が物品を購入する際に、リサイクル製品等の環境への負荷の小さい環境配慮型製品を優先的に購入するグリーン購入の普及拡大を進めます。		・番号5と同じ	◎: 予定どおり	・番号5と同じ
26		県の物品等の調達においても「滋賀県グリーン購入基本方針」に基づき、リサイクル製品等の購入に引き続き努めます。		・番号6と同じ	◎: 予定どおり	・番号6と同じ
27	産業廃棄物の資源化に係る研究開発および施設整備の促進	産業廃棄物の資源化に係る研究開発および施設設備の整備を行う県内事業者等を支援するため、産業廃棄物減量化支援事業を引き続き実施します。		17番と同じ	◎: 予定どおり	17番と同じ
28	滋賀県リサイクル認定製品の利用促進	「滋賀県リサイクル認定製品」の認定により、リサイクル製品の充実を引き続き進め、リサイクル産業の育成を進めます。		・リサイクル製品の認定数は、H28の222製品から222製品と変わらず(コンクリート系建設資材169製品、その他建設資材38製品、造園・緑化資材9製品、生活用品等6製品) ※H27: 258製品 ・従前、申請期間を限定していたものを随時受付に改めた。	○: 概ね予定どおり	・リサイクル製品の利用や販売を長期的に継続させ、一層向上させるため、滋賀県リサイクル認定製品もしくは滋賀県産業廃棄物減量化支援事業により開発もしくは改良された製品の販路開拓事業を補助金(滋賀県産業廃棄物減量化支援事業補助金)や県内外のメッセに出展して利用促進に努める。
29		物品調達または事業を行う際に、認定製品を率先して使用し、または購入するよう引き続き努めます。また、市町に対して認定製品の利用を促進するための技術的助言および情報提供を実施するほか、県民および県内の事業者に対しても、認定製品の利用が促進されるよう情報提供を実施します。		・県HPへ掲載、Facebookへ掲載、パンフレット作成・配布、びわ湖環境ビジネスメッセ・メッセナゴヤへの出展、県内2箇所(文化産業交流会館、滋海環境プラザ)での常設展示により、制度や認定製品の周知を実施。 ・市町へ対して、今年度からリサイクル製品の認定の募集を随時行っている旨の通知を行ったほか、建設部門、物品入札部門に制度および製品を周知した。	◎: 予定どおり	28番と同じ

番号	項目	第4章「施策の方向性」記載内容	関連する取組目標等	取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定どおり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※平成30年度～
30	各種リサイクル法の適正な運用	容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、小型家電リサイクル法、自動車リサイクル法の各種リサイクル法に基づく資源化等の取組が進められるよう周知を図るとともに、所管する関係法令に基づき必要な指導等を行います。		・ごみ減量・資源化情報サイトに、 <u>容器包装リサイクル制度に関するQAのページを開設</u>	◎: 予定どおり	・引き続きごみ減量・資源化情報サイトにより情報提供を行う。
31				・ごみ減量・資源化情報サイトに、 <u>家電リサイクル制度に関するQAのページを開設</u> ・消費者団体が主催する消費者向けの懇談会に参加し、普及啓発を実施	◎: 予定どおり	・引き続きごみ減量・資源化情報サイトにより情報提供を行う。
32				・建築部局、労基署と <u>合同パトロール</u> (立入指導:118件)を実施し、適正な処理について必要な指導等を行った。	◎: 予定どおり	・引き続き、建築部局や労基署と合同パトロールを行い、 <u>適正処理について指導等</u> を行う。
33				・建設リサイクル法第10条に基づき届出を受理。 H28年度:4,052件(法第11条に基づく通知を含む。)※H29は集計中。 ・全国一斉 <u>パトロール</u> H29年度:5月と10月の年2回実施。 ・ <u>県HPに建設リサイクル法に係るページを開設</u> し、法の概要や関連する情報を掲載。	◎: 予定どおり	・今後も <u>適正に届出の受理</u> を行う。 ・ <u>関係者への情報提供</u> や県HP等による情報提供を行う。
34				・県内を所在地とする食品関連事業者について、食品リサイクル法第19条第1項あるいは第20条第1項の規定に基づき再生利用事業計画が認定された場合などに、国(厚生労働大臣、農政水産大臣、経済産業大臣、環境大臣の連名)から県に対し、認定内容の通知および管轄市町への周知依頼があることから、同内容を管轄市町に通知 通知件数 H23:0件、H24:2件、H25:2件、H26:1件 H27:3件、H28:2件、H29:0件(見込み)	◎: 予定どおり	・引き続き、国からの依頼に基づき、適切に対応する。
35				・県HP内「ごみ減量・資源化情報サイト」の <u>小型家電の回収に関するページにおいて、制度の周知や各市町の回収方法がわかるHPへのリンク等を行った。</u>	◎: 予定どおり	・県内で全市町が回収に取り組んでいるが、回収量が少ない市町もあるため、引き続き市町と連携して県民へのさらなる啓発等を行う。
36	・自動車販売整備等関連団体により構成される協議会で、優良事業場の表彰に関わりながら、 <u>適正な自動車リサイクルの促進のための啓発等</u> を行った。(会議出席 1回) ・自動車リサイクル法に基づく許可業者に対し、3年間で全事業場(全56施設)に立入検査することを計画し、今年度はそのうち23施設に立入し必要な指導等を行った。	◎: 予定どおり	・関連団体の協議会へのオブザーバー参加を引き続き行い、 <u>法律の周知啓発</u> を行う。 ・引き続き <u>許可業者への立入検査</u> を行い、適正な処理について必要な指導等を行う。			
37	(再掲) <u>滋賀県分別収集促進計画</u> に基づく容器包装廃棄物の分別収集と再商品化により、廃棄物の減量および資源化を推進します。	番号4と同じ	◎: 予定どおり	番号4と同じ		
38	小型家電リサイクル制度に係る普及啓発等	使用済小型家電の回収を実施する市町による取組を支援するため、制度の目的や回収方法等について情報提供を実施します。	・環境省が実施した「 <u>小型家電リサイクル促進に向けた市町村支援事業</u> 」について各市町に周知を行い、参加を促した。 ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた「 <u>みんなのメダルプロジェクト</u> 」について、 <u>小型家電リサイクル制度の普及や回収量拡大の機会とし、環境省を招いて市町担当課長会議(説明会)を実施</u> 。プロジェクトへの参加と回収量増加を促した。	◎: 予定どおり	・県内全市町が回収に取り組むとともに、「みんなのメダルプロジェクト」にも参加しているが、一人当たりの回収量について、市町により差が生じている。このため <u>回収量が多い市町の取り組み事例を情報提供する等メダルプロジェクトを更に促進し</u> 、全体的な回収量の増加を図る。	
39	市町と連携しながら、小型家電製品や家電製品などの不用品回収業者について、県民に向けて注意喚起に努めるとともに、県および市町で情報交換を行います。	・県HP「 <u>ごみ減量・資源化情報サイト</u> 」において、 <u>不用品回収業者に対する注意喚起</u> を行った。 ・メダルプロジェクト市町担当課長会議において、 <u>不用品回収業者に関する対応や市民向け普及啓発の取組状況について、県・市町で情報交換</u> を実施。	◎: 予定どおり	・市町と連携し、県民に向けて不用品回収業者に対する啓発チラシを配布する等注意喚起を行う。 ・市町と回収業者についての情報交換を行うとともに、先進自治体の指導事例等について情報提供を行う。		

番号	項目	第4章「施策の方向性」記載内容	関連する取組目標等	取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定どおり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※平成30年度～
40	一般廃棄物処理施設の整備等	一般廃棄物の適正処理に必要な体制を確保するため、循環型社会形成推進地域計画の策定に係る技術的助言や一般廃棄物処理施設の技術動向などの情報提供を実施するほか、施設整備に必要な財政措置を国に要請するなど、 市町や一部事務組合が行う一般廃棄物処理施設の新設や更新などの施設整備を支援 します。		・循環型社会形成推進地域計画の策定に係る 技術的助言および情報提供を実施(地域計画の提出:13地域(H29年度末)) ・市町・一部事務組合の焼却施設は13施設(H29年度末時点。稼働中11、休止中2)あり、老朽化している施設について、更新(建替)・改修予定。 ・ H29年度に草津市において施設整備が完了。今後、大津市、守山市、湖北地域、湖東地域で新施設建設を予定。 ・予算確保等について国に対して要望を実施。 ・滋賀県廃棄物適正管理協議会において、 災害廃棄物処理に係る熊本視察研修、仮置場の運営等に関する講演会を実施。	◎: 予定どおり	・引き続き 計画策定に係る技術的助言を実施 するなど、市町および一部事務組合の支援を行う。
41		市町や一部事務組合がごみ焼却施設の新設や更新を行う際に、 施設整備の進捗状況にあわせて助言や情報提供を実施 し、効率の高いごみ発電や熱利用の導入や地域の防災拠点となり得る施設整備を促進します。		・施設整備の進捗状況にあわせ、市町へ循環交付金に係る指導・助言や情報提供を実施。 ・H29年度末において稼働する11施設中、 余熱利用施設は8施設。 ・H28年度の 余熱利用率は約72% (H27:70%、H26:68%)。	◎: 予定どおり	・引き続き施設の 新設・更新の際には、助言や情報提供 を実施する。
42		県と関係市町等は、 一般廃棄物焼却処理施設の適正な維持管理に向けて 、滋賀県廃棄物適正管理協議会で 情報交換 を行います。		・廃棄物適正管理協議会ごみ処理部会の開催(1回) ・県内の市町・一部事務組合とともに、 各施設の維持管理状況等について情報交換 を行い、適正管理にかかる市町等の意識向上を図った。	◎: 予定どおり	・引き続き、 相互に情報交換 を行い、施設運営についての適正管理を推進する。
43		「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」の策定以降の状況変化や地域の実情等を考慮しながら、ごみ発電や熱利用の導入、処理の効率化等に資する 処理施設の広域化について、長期的な視点で市町や一部事務組合に対して必要な助言や情報提供 を実施します。		・可燃ごみ処理施設については、4ブロック(大津・甲賀・湖北・高島)で広域化・集約化。 ・1ブロック(湖東)で、広域化・集約化に向けた取組が進められている。(2ブロック(湖南・東近江)については広域化が進んでいない)	△: 一部達成	・引き続き市町や一部事務組合に対して循環型社会形成推進地域計画の策定等を通じて必要な助言、情報提供を実施する。
44	一般廃棄物処理施設の監視指導	廃棄物処理法等に基づき、処理施設に対する立入検査を行うなどの指導・監督 により、処理施設設置に起因する生活環境保全上の支障を未然に防ぎます。また、不適正な事案が発生した場合は、迅速かつ厳正に行政指導や行政処分を行い、不適正処理の拡大や再発の防止を徹底します。	廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率:100%(計画期間中)	・ 一廃処理施設設置者に対する立入検査を全施設実施 した。 ・施設における不適正処理があった場合は、指導票等により改善を指導しているが、行政処分に至るような事例はなかった。 <取組目標の達成状況> ・一廃処理施設への立入検査実施率:100%(H30.3 立入検査99施設/全99施設)	◎: 予定どおり	・引き続き、処理施設設置者に対する立入検査を行うなどの指導・監督により、処理施設設置に起因する生活環境保全上の支障を未然に防ぐ。
45	公共関与による最終処分場の確保	一般廃棄物の適正な最終処分が行われるよう、引き続き関係府県や市町との連携のもとに 大阪湾フェニックス事業に関与 します。		・大阪湾フェニックス事業について、管理委員会委員、理事等として、各種会議等へ参画し、事業運営に関与。	◎: 予定どおり	・引き続き大阪湾フェニックス事業の運営に関与していく。
46	水銀廃棄物の適正処理(一般廃棄物)	国の動向を踏まえながら、水銀使用廃製品(電池、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計等)をはじめとする 水銀廃棄物の回収等の適正処理について、市町や一部事務組合に対して情報提供等 を実施します。		・環境省による「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」および「市町村等における水銀使用廃製品の回収事例集」を周知(H27.12) ・廃棄物適正管理協議会ごみ処理部会において、水銀大気排出規制について市町等の処理施設に情報提供を行った。 (参考) ・環境省が「市町村等における水銀使用廃製品の回収促進セミナー」を開催し、市町等に情報提供(H29.10～12)。	○: 概ね予定どおり	・引き続き市町等で適切な対応がとられるよう 必要に応じて情報提供等 を行う。

番号	項目	第4章「施策の方向性」記載内容	関連する取組目標等	取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定どおり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※平成30年度～
47	汚水処理施設整備構想に基づく汚水処理施設の整備等	市町等と連携しながら生活排水の適正処理を図るため、「 滋賀県汚水処理施設整備構想 」に基づく計画的な下水道や浄化槽などの汚水処理施設の整備を引き続き進めます。		「 滋賀県汚水処理施設整備構想2016 」を策定・公表(H29.3) ＜上記構想の目標＞ 汚水処理人口普及率: 99.3%(H32末)、99.8%(H37末) ・平成28年度末の汚水処理施設人口普及率: 98.6%	○: 概ね予定どおり	引き続き目標達成のため、市町において進捗管理を実施し、県において点検を行う。
48	し尿処理施設の適正な運用	し尿処理施設について、 計画的に施設の更新等が行われるよう市町や一部事務組合に対し技術的な助言 等を行います。また、 し尿処理施設の適正な運用 について、滋賀県廃棄物適正管理協議会において、県と関係市町、一部事務組合で 情報交換 を行います。		・ 国の循環交付金の活用に係る情報提供や、地域計画の策定等に関する技術的な助言 を実施。 ・滋賀県廃棄物適正管理協議会において、し尿処理に係る議題の提案がなく、情報交換は未実施。	○: 概ね予定どおり	・引き続き施設の新設・更新の際に、助言や情報提供を実施。 ・滋賀県廃棄物適正管理協議会において、構成員である市町から提案があるときなど、必要に応じてし尿処理施設に関する情報交換を行う。
49	災害廃棄物処理体制の充実強化	県と廃棄物処理に係る事業者団体との連携協力体制や、県・市町・一部事務組合間による市町域を越えた 連携協力体制が災害発生時に迅速かつ適切に機能し、支援が円滑に行われるよう平時から必要な情報交換 等を行います。		・ 滋賀県災害廃棄物処理計画の策定に向けて、廃棄物処理事業者団体との意見交換を3回実施 (4月、5月、12月) ・ 滋賀県災害廃棄物処理計画の策定および市町災害廃棄物処理計画モデルの作成に向けて、市町、一部事務組合との意見交換を3回実施 (7月、11月、3月)	◎: 予定どおり	・ 今後も引き続き事業者団体や市町・一部事務組合と必要な情報交換を実施。
50		非常災害発生時における災害廃棄物の処理への利活用を想定し、 産業廃棄物処理施設の処理余力や施設情報等の基礎データを把握し、市町や一部事務組合に情報提供 します。		・H28年度実施の基礎調査結果(災害廃棄物発生量、処理可能量等)を市町・一部事務組合に情報提供。 ・ H29年度には災害廃棄物の収集運搬能力やし尿処理施設の処理能力について調査を実施。	◎: 予定どおり	・ 今後も引き続き災害廃棄物処理に係る基礎データ等の収集、情報提供に取り組む。
51		「滋賀県地域防災計画」や「災害廃棄物対策指針」、地域ブロック協議会で策定される「災害廃棄物対策行動計画」等と整合性を図りながら、災害廃棄物処理に係る被災市町への支援等に係る県の体制や業務計画などを定めた「 滋賀県災害廃棄物処理計画 」を策定します。また、 市町等が災害廃棄物に係る収集運搬・仮置場・中間処理・再生利用・最終処分などの処理に係る体制や業務計画などを定めた災害廃棄物処理計画を策定する際には、技術的な助言および情報提供 などを通して支援を行います。	滋賀県災害廃棄物処理計画の策定(H29)	・災害廃棄物対策に係る有識者等で構成する「滋賀県災害廃棄物対策検討会議」を設置して検討を進め、 滋賀県災害廃棄物処理計画を策定 。 ・市町の災害廃棄物処理計画の策定に向けた支援として、No.49に記載の意見交換に加えて、 熊本県現地視察研修や講演会を開催したほか、市町災害廃棄物処理計画モデルを作成 。 ＜取組目標の達成状況＞ ・滋賀県災害廃棄物処理計画を策定	◎: 予定どおり	・市町災害廃棄物処理計画策定に向けて、 引き続き市町・一部事務組合との意見交換等を行うほか、セミナーを開催 し、災害廃棄物処理に係る最新の知見・情報を提供する。 ・ 災害廃棄物処理に係る図上訓練を実施 する。
52	都道府県域を越える非常災害発生時における災害廃棄物処理に係る連携協力の推進	国や他府県、民間事業者等と連携し、都道府県域を越える巨大災害発生時においても対応できる災害廃棄物処理に係る 広域的な連携協力体制の構築 に向けて、 国の地域ブロック協議会 に引き続き 参画し、検討 を進めます。		・県域を越えた広域的な連携体制の構築に向けて、 国の地域ブロック協議会(近畿・中部)における広域連携計画の検討や研修・訓練等に参画 (近畿2回・中部2回) ※近畿ブロック協議会では、行動計画が策定。 ※地域ブロック協議会主催のセミナーや図上演習・情報伝達訓練に参加。	◎: 予定どおり	・ 引き続き地域ブロック協議会における県域を越えた広域的な連携体制の構築に向けた検討に参画 する。

番号	項目	第4章 「施策の方向性」記載内容	関連する取組目標等	取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定どおり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※平成30年度～
53	散在性ごみ対策	市町、企業および県民等と連携しながら、「環境美化の日」の活動をはじめとする 環境美化活動 について若い世代の参加等も働きかけながらさらに 推進 します。	定点観測による散在性ごみ個数: 11.3個以下(計画期間中)	<p>県民、企業、各種団体および市町と連携し、滋賀県ごみの散乱防止に関する条例で定められている5月30日、7月1日、12月1日の「環境美化の日」を基準日とした環境美化運動を展開(参加人数: 249,338人 ごみの回収量: 1,444トン)</p> <p>・環境美化監視員による若年層等への啓発活動を県内各地で実施(ティッシュ25,000個作成)</p> <p>・県内大学に対し「環境美化の日」の環境美化活動の情報を提供し、学内への周知を依頼(県内14大学)</p> <p>・県主催の環境美化の日を基準日とした環境美化活動に関する専用ページを県ホームページ上に開設し、県公式facebookやしらがメールで周知</p> <p>・美しく住みよい郷土をつくることを目的とする「美しい湖国をつくる会」に補助金を交付(400万円)</p> <p><取組目標の達成状況></p> <p>・定点観測による散在性ごみ個数: 11個(H29)</p>	◎: 予定どおり	・環境美化の取組をより多くの方の協力を得て盛り上げていくため、環境美化活動等に関する情報を 若年層を中心に、より一層発信 していく。この一環として、環境美化活動見える化ページ(ごみ拾いSNS「ピリカ」)を開設しており、さらに 他の情報ツールについても積極的に活用 していく。 ・引き続き、美しい湖国をつくる会等と連携し、ボランティアによる環境美化活動を支援する。
54		淡海エコフオスター制度等の 地域主体の環境保全活動 を引き続き 推進 します。		<p>・淡海エコフオスター活動団体数389団体(平成30年2月末時点)</p> <p>・淡海エコフオスター登録団体のうち希望する団体について、県で一括してボランティア保険に加入(年度当初91団体延べ19,329人)</p> <p>・美しい湖国をつくる会に補助金を交付(400万円)【再掲】</p>	◎: 予定どおり	
55		環境美化監視員による散在性ごみの未然防止に向けた巡回・監視・啓発 を引き続き実施します。		<p>・各環境事務所および循環社会推進課に環境美化監視員を配置(計7名)し、ポイ捨て防止のための巡回・監視・啓発活動を実施(各管内年間72日)</p> <p>・散在性ごみについてのアンケート調査および定点観測調査を実施</p>	◎: 予定どおり	・引き続き、 問題が顕在化しやすい場所 (交通量が多い道路、夏季の湖岸・河川敷、コンビニ周辺、乗降者が多い駅・バス停留所等)に 重点を置き、巡回・監視・啓発活動を実施 する。
56	排出事業者に対する普及啓発等	排出事業者の工場や事業場等への立入調査などの 指導・監督を行うほか 、排出事業者を対象とした講習会や 情報提供を通して適正処理を徹底 します。		<p>・水濁法や大防法等にかかる環境事務所の工場立入において、廃棄物の適正処理についての指導も行った。(述べ202回/対象: 211事業者)</p> <p>・排出事業者向けのリーフレットを作成し、環境事務所に配布した。また、県のホームページからもリーフレットを閲覧できるようにした。</p> <p>・経済団体に対しても、廃棄物の適正処理について広報を依頼した。</p> <p>・排出事業者等団体が開催する研修会において、廃棄物処理法の改正内容等について説明を行った。(滋賀県環境保全協会、湖南・甲賀環境協会)</p>	◎: 予定どおり	・引き続き、 排出事業者に対して指導や効果的な啓発等 を行い、適正処理の推進を図る。
57	産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者等への指導等	廃棄物処理法や要綱等に基づき、処理施設の設置や処理業の開始にあつての事前協議や処理施設に対する 立入検査を行うなど適切に指導・監督を行うこと で、処理施設設置や処理業開始に起因する生活環境保全上の支障を未然に防ぎ、安全で信頼性の高い 産業廃棄物の適正処理を推進 します。また、不適正な事案が発生した場合は、迅速かつ厳正に行政指導や行政処分を行い、 不適正処理の拡大や再発の防止を徹底 します。	産業廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率: 100%(計画期間中)	<p>・処理施設設置者および処理業者に対する立入検査を全施設実施した。</p> <p>・不適正処理があった場合、指導票等により改善を指導しているが、行政処分に至るような事例はなかった。</p> <p><取組目標の達成状況></p> <p>・産廃処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率: 100%(H30.3 立入検査309施設/全309施設)</p>	◎: 予定どおり	・引き続き、処理施設設置者および処理業者に対する 立入検査等の指導・監督により 、処理施設設置等に起因する 生活環境保全上の支障を未然に防止し、産業廃棄物の適正処理を推進 する。
58		優良産廃処理業者認定制度および同制度により認定された産廃処理業者について周知を行うとともに、講習会の開催等を通じて 優良な産廃処理業者を育成 します。		<p>・産業廃棄物処理業者を対象とした講習会を産業廃棄物協会に委託して開催し、優良産廃処理業者認定制度について周知を行うとともに優良な産廃処理業者の育成に努めた。(5回 計164名参加)</p>	◎: 予定どおり	・引き続き、 産業廃棄物処理業者を対象とした講習会を開催し、優良な産廃処理業者の育成 に努めます。

番号	項目	第4章「施策の方向性」記載内容	関連する取組目標等	取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定どおり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※平成30年度～
59	PCB廃棄物の確実な期限内処理の実施	保有に係る届出を行わないまま未処理のPCB含有機器を保有する事業者を把握するための掘り起こし調査を実施し、平成28年3月変更の滋賀県PCB廃棄物処理計画に基づき、国および中間貯蔵・環境安全事業株式会社が進めるPCB廃棄物処理事業等を活用して、PCB特措法で定める処理期限までの確実かつ適正な処理を進めます。		・PCB含有機器の掘り起こし調査 平成28年から実施している電気工作物設置事業者を対象とした掘り起こし調査を調査対象を拡大し、実施した。 調査票の郵送→はがきによる督促→電話による督促(コールセンター設置) 対象:8,558者、返信:7,258者、未返信:760者、未達:540者	◎: 予定どおり	・環境省のマニュアルを活用し、安定器を対象とした掘り起こし調査を新たに実施する。 ・引き続き、平成28年から実施している掘り起こし調査の未返信事業者等に対する調査等を行い、PCB含有機器の把握に努めます。
60		PCB廃棄物保管事業者に対して立入検査を行うなど、早期処理完了に向けた指導等を徹底します。		・PCB廃棄物保管事業者に対する立入検査 新たな届出や届出内容に変更のあった事業者、掘り起こし調査結果において指導が必要となった事業者等を対象に、立入検査を実施し、 法制度の周知や高濃度PCB廃棄物の処理にかかる登録を促した。	◎: 予定どおり	・引き続き、PCB廃棄物を保管する事業者等に対して、 期限内の確実な処理について指導 する。
61		県自らが保有するPCB廃棄物を計画的に処理し、PCB廃棄物の円滑な処理に向けて県内のPCB廃棄物保管事業者等に対して先導的な役割を果たします。		・庁内連絡会議を実施し情報共有を図った。(1回) ・ 安定器等の処理計画を作成し、今年度分の収集運搬業務を集約実施した。 ・ 県が保有するPCB含有機器等について、全ての施設に係る確認を行った。	◎: 予定どおり	・引き続き、 関係所属・JESCOとの調整 を行い県自らが保有するPCB廃棄物の円滑な処理を推進する。
62		PCB廃棄物の処理について県民等の理解を得るため、PCB廃棄物の計画的処理に関する情報提供を実施します。		○PCB廃棄物の処理に関する広報 ・ 県の広報誌(新聞広告)、ホームページ、twitter、facebookに早期処理に関する情報を掲載した。 ・ 市町や関係団体に対しても広報について依頼し、11市町9団体において会報誌やホームページ等により早期処理に関する情報を掲載 ○PCB廃棄物の処理に関する講師派遣・説明会の実施 ・ 電気関係の業界団体における研修会において、早期処理に関する説明を実施した。(4回) ・環境省の支援事業を活用し、県と企業団体が主催する事業者を対象とした研修会において、PCB廃棄物処理に関する説明を実施した。(2回 計150名参加)	◎: 予定どおり	○PCB廃棄物の処理に関する広報 ・ 県広報誌やホームページ、SNS等を活用した情報提供 を実施する。 ○PCB廃棄物の処理に関する講師派遣・説明会の実施 ・関係団体が実施する研修会など、様々な機会を捉え、 PCBの処理に関する説明や情報提供 を行う。
63	石綿含有廃棄物、廃石膏ボード、水銀廃棄物等の適正処理	石綿含有廃棄物、廃石膏ボードについて、建設リサイクル法所管部署とも連携しながら、引き続き適正な処理に係る指導を徹底します。		・建築部局、労基署との合同パトロール(立入指導:118件)実施の際に、 建物の解体時の石綿含有廃棄物、廃石膏ボードの適正な処理についても、重点的に確認し適切な指導を行った。	◎: 予定どおり	・引き続き、建設リサイクル法を所管する建築部局、労基署と連携し、 合同パトロールの実施時 に、建物の解体時の石綿含有廃棄物、廃石膏ボードの 適正処理 についての指導を行う。
64		産業廃棄物の水銀廃棄物についても、処理基準の策定など国の動向を注視し、適切に対応します。		・水銀廃棄物に関する廃棄物処理法の改正(10月1日施行)を受け、 排出事業者および処理業者団体が実施する研修会において、改正事項や水銀廃棄物ガイドラインの内容についての説明 を実施した。(湖南・甲賀環境協会、滋賀県産業廃棄物協会:各2回) ・ 水銀廃棄物について新たに追加された処理基準等の情報をホームページに掲載し、周知 を図った。	◎: 予定どおり	・今後は、処理業者に対する 立入検査において処理基準の遵守状況を確認 する等、適正処理についての指導を行います。
65	公共関与による最終処分場の確保	公共関与による最終処分場である大阪湾フェニックス事業および公益財団法人滋賀県環境事業公社のクリーンセンター滋賀の適切な運営が図れるよう引き続き関与していきます。また、クリーンセンター滋賀については、県内唯一の管理型最終処分場であり、「大切な資産として長く大事に使う」方針を示し、運営に関与していきます。		・大阪湾フェニックス事業について、管理委員会委員、理事等として、各種会議等に参画し、運営に関与。 ・また、 クリーンセンター滋賀については、「クリーンセンターの今後の運営に係る基本方針」に基づき資金支援 を行った。	◎: 予定どおり	・ 大阪湾フェニックス事業について、引き続き運営に関与 していくとともに、 クリーンセンター滋賀についても「クリーンセンター滋賀の今後の運営に係る基本方針」に基づき資金支援 を行い、 運営に関与 していく。

番号	項目	第4章「施策の方向性」記載内容	関連する取組目標等	取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定どおり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※平成30年度～
66	電子マニフェストの普及拡大	排出事業者・収集運搬業者・処理業者や各業界団体等に対して電子マニフェストの普及拡大に向けた研修会を開催するとともに、業界団体への働きかけを行うなど 電子マニフェストへのさらなる加入促進を進めます。	電子マニフェスト利用率: 50%以上(計画期間中)	・H29.10.20 びわ湖環境ビジネスメッセ2017において 電子マニフェスト普及促進セミナーを開催 ・産業廃棄物協会等を通じた上記セミナーへの参加の働きかけ ・紙マニフェスト使用の多い 県関係機関へ上記セミナーへの参加および加入を働きかけ	△: 一部達成	・びわ湖環境ビジネスメッセ2018において 電子マニフェスト普及促進セミナーを開催する。 ・業界団体へ上記セミナーへの参加および加入の働きかけを行う。
67		排出事業者となる 県関係機関や市町等において電子マニフェストの率先的な利用が図られるよう働きかけます。		<加入業者数> H29.2.20時点 1,618者 → H30.2.19時点 1,918者 <利用率> ※大津市除く 枚数ベース H26年度 40.7% → H27年度 43.8%	△: 一部達成	・紙マニフェスト使用の多い 県関係機関へ上記セミナーへの参加および加入の働きかけを実施する。
68	不法投棄対策等	警察、市町等の関係機関や近隣府県市と連携し、監視パトロールや不法投棄通報110番、航空機による広域監視、監視カメラの活用などの効果的な監視取締活動により、 不法投棄の未然防止対策や早期発見に引き続き取り組みます。		・ヘリコプターや無人航空機による 上空からの広域監視の実施 ・隣接各府県(福井県、岐阜県、三重県、京都府、京都市)と連携し、県境での産業廃棄物運搬車両を対象とした 共同路上検査を実施 ・10月の不法投棄防止強調月間における 不法投棄110番の周知啓発 ・各環境事務所における 小型監視カメラの活用 ・警察、市町等の 関係機関と連携した現場対応	◎: 予定どおり	・ヘリコプターや無人航空機による 上空からの広域監視を実施する。 ・隣接各府県(福井県、岐阜県、三重県、京都府、京都市)との県境での産業廃棄物運搬車両を対象とした 共同路上検査を実施する ・10月の不法投棄防止強調月間における 不法投棄110番の周知啓発 ・各環境事務所における 小型監視カメラの活用 ・警察、市町等の 関係機関と連携した現場対応
69		早期の問題解決を図るために、不法投棄等発生時に迅速な現地調査と行政指導を行い、 必要に応じて行政処分、告発等厳正な対応 を行います。	産業廃棄物不法投棄等の発生年度解決率: 85%以上(計画期間中)	・ 1月末現在 、産業廃棄物不適正処理事案の新規発生件数76件に対して解決件数は61件で、 解決率は80.3% であった。(解決率目標85%以上) ・ 甲質地域における不法投棄事案については 、現場是正に向け、 不法投棄を行った事業者に廃棄物の処理を委託した事業者に対して、自主撤去を要請している。	○: 概ね予定どおり	・産業廃棄物不適正処理事案の新規発生件数に対する解決率の向上に努める。 ・甲質地域の不法投棄事案については、引き続き現場是正に向け、 不法投棄を行った事業者に廃棄物の処理を委託した事業者に対して、自主撤去を要請していく。
70		地域住民等と協働による原状回復事業の実施や監視・通報体制により、 不法投棄等をさせない地域づくりを推進 します。		・ 地域協働原状回復事業を3箇所 で実施(長浜市、甲質市、高島市)	◎: 予定どおり	・地域協働原状回復事業を3箇所で開催する。
71		土砂等による埋立てを装った廃棄物の不法投棄に関する情報収集し、監視を行うなど、 土砂条例 制定自治体や土地開発関係部署と連携して不適正事案の防止に取り組みます。		・地域ごみ対策会議や監視業務を通じた 土砂等による埋立てを装った廃棄物の不法投棄に関する情報の把握	○: 概ね予定どおり	・引き続き、 情報収集 を図り、不適正処理事案の防止に努める。
72	旧RDエンジニアリング社最終処分場問題への対応	旧RDエンジニアリング社最終処分場における 二次対策工事を引き続き進め 、位置を特定できた原因廃棄物等の掘削除去を行うとともに、底面粘土層の修復と側面に露出した地下水帯水層の遮水を行い、併せて浸透水を揚水処理すること等により、生活環境保全上の支障およびそのおそれの除去に取り組みます。		二次対策工事はA～Eまでである工区の内、 B工区では底面粘土層の修復を行い地下水汚染拡散防止対策(底面遮水工)を完了 するとともに、 C～E工区についても当年度計画どおり工事を実施した。	◎: 予定どおり	・底面粘土層と側面部の遮水を行うため、 C～E工区の廃棄物土掘削を引き続き進めるとともに 、位置を特定できた原因廃棄物の掘削除去の 残り8区画の工事に着手 する。

番号	項目	第4章「施策の方向性」記載内容	関連する取組目標等	取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定どおり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※平成30年度～
73				・各部門でPDCAによる取組を推進	○: 概ね予定どおり	・引き続き、システム全体の運用を図る。 ・平成29年度の各部門での取組状況を、平成30年度環境経営会議で報告。
74	環境マネジメントシステムおよび県庁率先行動計画(グリーン・オフィス滋賀)の運用	滋賀県庁の環境マネジメントシステムおよび県庁率先行動計画(グリーン・オフィス滋賀)を引き続き適切に運営し、県の組織が行う事務事業において環境配慮および環境保全に関する取組を促進します。		・ グリーンオフィス推進員研修(5/31)を開催し 、グリーン・オフィス滋賀の概要や県の温暖化対策に係る取組について情報を提供。 ・ 月別環境行動強化項目について、毎月共通事務端末ログイン画面への情報掲載や庁内放送を利用した啓発を実施。 ・電気使用量、公用車等燃料使用量、可燃ごみ排出量、用紙購入量の 各部署の目標宣言を知事(8/28)へ報告し、全庁向けお知らせにより全庁に周知。 ・各所属で9月および2月に 環境行動の自己点検を実施。 ・ 各所属で10月～12月に職場研修を実施し 、現状の取組状況の把握や今後の取組について確認。 ・電気使用量、公用車等燃料使用量、可燃ごみ排出量、用紙購入量の 中間実績および8/28に報告した各部署の目標宣言の中間状況を知事に報告し、全庁向けお知らせにより全庁に周知。	◎: 予定どおり	・平成29年度と同様の取組を実施(働き方改革に係る業務見直しで検討した照会の簡素化や重点取組項目の見直し等を反映して実施する。)
75	公共施設等の老朽化対策	「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」に基づき 公共施設等の長寿命化対策 をはじめとする老朽化対策を推進します。		・長期保全計画策定済みの 42施設において、長寿命化対策を実施 ・新たに62施設において、長期保全計画を策定し、H30年度から長寿命化対策を実施予定	◎: 予定どおり	・ 長期保全計画に基づく長寿命化対策を計画的に実施する。 ・工事中で長期保全計画が未策定の5施設については、時期を調整の上、長期保全計画を策定する。
76	環境関連産業の振興	環境産業総合見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ」の開催や販路開拓・技術開発の支援、海外展開を図る企業等への支援等を通じて産業と環境が両立した「持続可能な社会」の実現につながる環境関連産業の振興を進めます。		【びわ湖環境ビジネスメッセ】 会期中における商談件数 平成27年度 28,825件 → 平成31年度 30,000件 <取組状況の達成状況> びわ湖環境ビジネスメッセ2017(平成29年度): 29,281件 【水環境ビジネス】 水環境ビジネスの推進母体である「しが水環境ビジネス推進フォーラム」の構成企業・団体数 ・平成26年度 120企業・団体 → 平成31年度 150企業・団体 <取組目標の達成状況> ・平成30年2月末現在 162企業・団体	○: 概ね予定どおり	【びわ湖環境ビジネスメッセ】 ・「びわ湖環境ビジネスメッセ2018」では商談促進のための各種改善策を実施し、会期中における商談件数の増加につなげる。 【水環境ビジネス】 ・目標を前倒して達成しているが、引き続き「しが水環境ビジネス推進フォーラム」の構成企業・団体数の増加に努める。

番号	項目	第4章 「施策の方向性」記載内容	関連する取組目標等	取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定どおり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※平成30年度～
77		「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づき、林内に放置されてきた間伐材等の未利用木質バイオマスの搬出利用を推進するほか、地域でのエネルギー利用に向けた 木質バイオマスの利活用の取組を推進 します。		・素材生産量の拡大・安定供給を図るため、 搬出量拡大のための取組に対して支援 を行った。 ・未利用材の有効利用を図るため「木の駅プロジェクト」等の自伐型林業の取組に対して支援を行った。 ・薪ストーブ、ペレットストーブおよび木質バイオマスボイラーの設置に対し支援を行い、 未利用木質バイオマスのエネルギー利用を推進 した。	◎: 予定どおり	・ 県産材の安定供給の確立を支援 するとともに、未利用材の有効利用を図るための 自伐型林業の取組や木質バイオマス燃焼機器の設置に対しても支援 を継続する。
78	バイオマスの利活用の推進	「滋賀県農業・水産業基本計画」に基づき、関係団体等と連携しながら、家畜用飼料（稲発酵粗飼料、飼料用米や稲わら）と堆肥の交換など 耕畜連携による資源循環の推進や、エコフィードの利用促進 を進めます。		・ 家畜排せつ物の良質な堆肥化と有機質資源（稲わら）の循環が進むよう耕畜連携の取組を推進 。 ・畜産経営環境保全等実態調査の結果、 県内で発生する家畜排せつ物量は252千t (乳用牛:56千t、肉用牛:165千t、豚:11千t、鶏:20千t)で、約97%が処理され、 多くが良質な有機質資源として農地の土づくりに活用 された。 ・エコフィードの利用促進を図るため、食物残さが利用された飼料の安全性の確保に関して、製造者への指導等を行った。	◎: 予定どおり	・「家畜排せつ物の利用の推進を図るための県計画」に基づき、家畜排せつ物管理の適正化を図る。 ・耕種農家と畜産農家の連携(耕畜連携)により、稲わらと堆肥の利用促進を図り、資源の地域内循環を推進する。 ・エコフィードの利用促進を図るため、状況の把握とともに、製造者、流通事業者に対し、安全性確保を指導する。
79		廃棄物系バイオマス (食品廃棄物、木質系廃棄物、紙類、廃食用油など)を 地域に還元させる取組を促進 します。		・県内排出の廃棄物系バイオマスを肥料、飼料、石鹸などの滋賀県リサイクル認定製品等として、地域に還元させる取組で実績を上げる 廃棄物処理業者・団体の取組の奨励を行う「滋賀県廃棄物系バイオマス地域循環奨励事業」を実施 。奨励件数:3件(木質系バイオマス、生ごみ、廃食用油) ・要綱を改正し、申請を随時受付とした。 ・メッセナゴヤへの出展により奨励事業者の取組の周知を図った。	○: 概ね予定どおり	・引き続き「 滋賀県廃棄物系バイオマス地域循環奨励事業 」により、廃棄物系バイオマスの地域循環の促進を図る。 ・県内市町における 廃食用油等の資源回収の取組状況について市町と情報交換 を行う。 ・ 県内市町や民間事業者による取組について県民等に情報発信 し、廃食用油等の資源回収の取組を促進する。
80	環境学習の推進	「 第三次滋賀県環境学習推進計画 」に基づき、廃棄物に係る諸課題を自分ごとと捉え、気付きや学びを主体的な行動へと移し、連携・協働し、課題解決を進めることのできる 人育てにより、循環型社会づくりを推進 します。		・ 琵琶湖博物館環境学習センターにおける環境学習支援 相談件数 約190件(見込) ・「 エコ・スクール 」活動による、 地域と連携した小中高等学校18校への学習支援のうち、循環型社会づくりに関わるもの 10校	◎: 予定どおり	・引き続き環境学習支援の拠点である琵琶湖博物館環境学習センターにおいて、 県内の指導者にかかる情報の収集や学習資料の貸出し、相談対応等により、循環型社会づくりを担う人づくりの支援 を行う。 ・引き続き「エコ・スクール」活動について、 学校における地域と連携した学習活動を支援 する。
81	環境に配慮した消費者行動の促進	「 滋賀県消費者基本計画(第3次) 」に基づき、日常生活や事業活動の中で、環境に配慮した行動を自ら実践し、消費社会の一員としての自立した消費者が育まれるよう、消費者教育や環境学習などを通じて、 環境に配慮した消費者行動を促進 します。		体系的な消費者教育として、 環境に配慮した消費者行動につながる学習教材の作成や出前講座、啓発等 を行った。 平成29年5月20日 消費者月間セミナー 平成29年4月～8月 放課後児童クラブ等出前講座(9回) 平成29年12月 エコフェアでのブース出展(参加者約30人) ※その他、教材の増刷等 (紙芝居、すごろく各100セット、すごろく簡易版500セット)	◎: 予定どおり	・今後も、環境に配慮した消費者行動がとれる「 自立した消費者 」となるための 学習支援や啓発 に取り組む。 ・特に、消費者市民社会の形成につながる「 エシカル消費 」の推進に取り組んでいく。

◎: 予定どおり ⇒ 68

○: 概ね予定どおり ⇒ 10

△: 一部達成 ⇒ 3

43: 一廃処理施設の広域化

66: 電子マニフェスト加入促進

67: 県関係機関等における電子マニフェスト利用促進

×: 未着手 ⇒ 0

96%が◎、○